

「道の駅」設置者の要件緩和に係る
国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項

平成 27 年 10 月 14 日
内閣府地方創生推進室

平成 27 年 10 月 8 日に開催した国家戦略特区ワーキンググループを踏まえ、下記の指摘・確認事項について、10 月 15 日までに御回答ください。

なお、回答内容については次回ワーキンググループの議題にさせていただくこととなりますので、提出期限について厳守ください。

記

(指摘・確認事項)

1. 「道の駅」の設置者の範囲を、運営の一定期間以上の継続性が確保されているなど、一定の要件を満たす民間事業者に拡大していただきたい。また、その際の要件についてもお示しいただきたい。

(国土交通省道路局からの回答)

「道の駅」は、道路利用者が安心して休憩できる場としてだけでなく、福祉、防災、観光、文化、地域経済など行政（市町村）が抱える様々な分野の課題を解決する場として、市町村が設置する公共施設であり、その設置者は公共的な役割を果たすことができるものであることが必要である。

これまでこの考えに基づき、「道の駅」の設置者については、市町村又は市町村に代わり得る団体として、『都道府県』、『地方公共団体が 1 / 3 以上出資する法人』、『地域を代表して「道の駅」を設置するにふさわしいとして市町村が推薦する公益法人』に限って、例外的に認めているところである。

「道の駅」の設置者の範囲を民間事業者に拡大することについては、公共的な役割を果たすことが担保されるよう、地方公共団体が何らかの形で設置者に対して関与することが必要である。この関与のあり方について具体的な要件を検討して参りたい。

2. 「道の駅」の設置者となり得る法人の一つに「地方公共団体が三分の一以上を出資する法人」と定めているが、三分の一以上の出資を必要とする根拠を示していただきたい。また、出資比率について、例えばイギリスのように 10%とするなど、緩和していただきたい。

(国土交通省道路局からの回答)

「道の駅」の設置者として、例外的に認めている『地方公共団体が 1 / 3 以上出資する法人』について、地方公共団体が出資する割合を 1 / 3 以上としているのは、出資者である地方公共団体の意向が反映しやすいものとして、1 / 3 以上を要件としている。

出資比率の緩和について、地方公共団体の出資は、地方公共団体の関与の手法

の一つであるため、1の関与のあり方の中で、総合的に検討して参りたい。

3. 「道の駅」の設置者となり得る法人の一つに「市町村が推薦する公益法人」と定めているが、公益法人でなければいけない理由を示していただきたい。

(国土交通省道路局からの回答)

「道の駅」の設置者として、例外的に認めている『地域を代表して「道の駅」を設置するにふさわしいとして市町村が推薦する公益法人』について、公益法人としているのは、道路利用者が安心して休憩できる場としてだけでなく、福祉、防災、観光、文化、地域経済など行政（市町村）が抱える様々な分野の課題を解決する場である「道の駅」という公共施設の設置者として、公共的な役割を果たすことができる法人として公益法人に限定している。

(参考)

「道の駅」登録・案内要綱

<設置者>

へ. 案内・サービス施設の設置者は 市町村又は市町村に代わり得る公的な団体（以下「市町村等」という。）であること

「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針

<設置者>

7. 市町村に代わり得る公的な団体とは以下の各号のいずれかに該当するものとする。

イ. 都道府県

ロ. 地方公共団体が三分の一以上を出資する法人

ハ. 地域を代表して「道の駅」を設置するにふさわしいとして 市町村が推薦する公益法人

以上